

新ごみ処理施設設計・施工監理業務 公募型プロポーザル実施要領

(目的)

- 1 この要領は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合（以下「本組合」という。）が発注する新ごみ処理施設設計・施工監理業務（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザル方式（以下「本公募型プロポーザル方式」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(審査委員会)

- 2 本事業を委託する業者を選定するに当たり、有識者と伊豆市及び伊豆の国市職員から組織される新ごみ処理施設設計・施工監理業務プロポーザル審査委員会（以下「プロポーザル審査委員会」という。）を設置する。なお、プロポーザル審査委員会の設置及び運営等に関する規定は、別に定める。

(公募条件・評価基準)

- 3 本公募型プロポーザル方式の実施に関する公募に係る条件及び評価に係る基準は、公募型プロポーザル実施に係る公告書又は説明書等に記載し公表する。

(技術提案書提出者の選定)

- 4 技術提案書提出者の選定は、参加表明者により提出された資料により審査する。

(最も評価の高い技術提案書の提出者の特定)

- 5 提出された技術提案書について、ヒアリングを実施し、評価に関する基準に基づく評価を行い、プロポーザル審査委員会の意見聴取を経て、最も評価点の高い技術提案書の提出者を特定する。

(公表)

- 6 本組合は、本公募型プロポーザル方式の結果を公表するものとする。なお、技術提案書提出者に選定されなかった者、又は最も評価の高い技術提案書の提出者に特定されなかった者に対しては、選定又は特定されなかった旨を通知する。

(業務の委託)

- 7 本組合は、最も評価の高い技術提案書の提出者に特定した者を契約予定者とし、当該業務委託に係る契約手続を別に行うものとする。なお、特定された技術提案書の内容は原則履行するものとする。ただし、本組合と協議し変更することが妥当と認められる場合は変更することができる。

(費用の負担)

- 8 本公募型プロポーザル方式に係る資料作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。

附 則

この要領は、令和元年8月5日から施行する。